

## 移 転 に 関 す る 契 約 書

京都市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、市営住宅の建替事業の実施に伴う移転に関し、次のとおり契約を締結する。

（住宅等の明渡し）

第1条 乙は、年 月 日までに、次の市営住宅又は店舗を明け渡すものとする。

名称及び住宅番号	市営住宅 第 棟 号
----------	------------

（移転）

第2条 乙は、年 月 日までに、次の住宅等に移転するものとする。

住宅等の所在地	
---------	--

2 乙は、前項に規定する移転を完了したときは、文書により速やかに甲に届け出るものとする。

（移転料）

第3条 甲は、乙の請求により、移転料として、金 円を支払うものとする。

（協力金）

第4条 甲は、第2条第2項の規定に基づき、乙の移転が完了したことを確認した後、乙の請求により、協力金として、金 円を支払うものとする。

（再移転）

第5条 乙は、甲が定める期限までに、第2条第1項に掲げる住宅等を明け渡し、甲が建替事業により新たに建設する に移転するものとする。

2 甲は、乙が前項に掲げる市営住宅又は店舗に移転するときは、別に、乙と移転に関する契約を締結するものとする。

（注 乙が仮移転後、市営住宅以外の住宅又は市営住宅に附属する店舗以外の店舗に本移転する旨を明らかにしている場合は、次のとおりとする。）

（再移転）

第5条 乙は、第2条第1項に掲げる住宅等を明け渡し、市営住宅以外の住宅又は市営住宅に附属する店舗以外の店舗に移転するものとする。

2 甲は、乙が前項に掲げる市営住宅以外の住宅又は市営住宅に附属する店舗以外の店舗に移転するときは、別に、乙と移転に関する契約を締結するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市  
代表者 京都市長 印

乙 住 所  
氏 名 印

（注 この契約書は、旧住宅等から仮移転をする場合に使用する。）